

毎週火・金曜日発行（当日が休日になるときは、休日の翌日）

福 島 県 報

目 次

規 則	五七
福島県医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行細則の一部を改正する規則	五七
訓 令	五七
福島県農林水産業協同組合検査規程の一部を改正する訓令	五七
告 示	五七
大規模小売店舗立地法附則第五条第一項の規定により変更の届出があった件	五九
大規模小売店舗立地法第六条第一項の規定により変更の届出があった件	五九
大規模小売店舗の変更の届出について意見があった件七件	五九
農地中間管理事業の推進に関する法律第十八条第一項の規定により認可した件	五九
遊漁規則について認可した件	五九
土地改良区の定款の変更を認可した件	五九
国土調査法による土地分類調査を実施する件	五九
海岸保全区域として指定する件の一部を改正する件	五九
土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を指定する件	五九
都市計画事業の事業計画の変更を認可した件	五九
公 告	五九
特定非営利活動法人の設立の認証の申請があった件	五九
福島県教育委員会	五九
福島県教育委員会に係る福島県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例施行規則	五九
福島県内水面漁場管理委員会	五九
福島県内水面漁場管理委員会が取り扱う個人情報の保護に関する規程の一部を改正する規程	五九

規 則

福島県医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十八年九月三十日

福島県知事 内堀 雅 雄

福島県規則第六十五号

福島県医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行細則の一部を改正する規則

福島県医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行細則（昭和三十七年福島県規則第五十五号）の一部を次のように改正する。

第四条第二項中「薬局機能基本情報変更報告書」を「薬局機能基本情報等変更報告書」に改める。

第六号様式中「薬局機能基本情報変更報告書」を「薬局機能基本情報等変更報告書」に、「基本情報」を「基本情報等」に改める。

附 則

1 この規則は、平成二十八年十月一日から施行する。

2 この規則の施行の際現に作成されている改正前の福島県医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行細則に定める様式による用紙は、所要の調整をして使用することができる。

（薬 務 課）

訓 令

福島県訓令第十九号

福島県農林水産業協同組合検査規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十八年九月三十日

本 庁 機 関
出 先 機 関
福島県知事 内堀 雅 雄

福島県農林水産業協同組合検査規程の一部を改正する訓令

福島県農林水産業協同組合検査規程（平成十三年福島県訓令第七号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第十五条第一項並びに」を「第十六条第一項、」に改め、「第三十六条第一項及び第二項」の下に「並びに農業協同組合法第十一条の二十五において読み替えて準用する保険業法（平成七年法律第百五号）第三百五十五条第一項」を加える。

第二条第一号中「、農事組合法人及び農業協同組合中央会」を「及び農事組合法人」

に改め、同条第四号中「第十一条の九第一項第四号」を「第十一条の十九第一項第四号」に改める。
 第十九条中「第十四条又は」を「第十五条」に改め、「第三十五条第一項」の下に「又は農業協同組合法第十一条の二十五において読み替えて準用する保険業法第三百五十二條第一項」を加える。

様式第三号中「農業協同組合法第九十條、森林組合法第一百一十條、水産業協同組合法第123條、農水産業協同組合貯金保険法第117條第1項及び第2項、犯罪による収益の移転防止に関する法律第15條第1項並びに犯罪利用預金口座等に係る資金による被害回復分配金の支払等に関する法律第36條第1項及び第2項の規定による検査を行う職員」を「福島県農林水産業協同組合検査規程第4條の検査職員」に改める。

附 則

1 この訓令は、平成二十八年十月一日から施行する。ただし、第二条及び様式第二号の改正規定並びに次項の規定は、平成二十八年九月三十日から施行する。
 2 農業協同組合法等の一部を改正する等の法律（平成二十七年法律第六十三号）附則第十条に規定する存続中央会については、この訓令による改正前の福島県農林水産業協同組合検査規程第二条第一号の規定は、存続中央会が解散した場合又は同法附則第二十七條第一項の規定により解散したものとみなされた場合にあつてはその清算結了の登記の時までは、同法附則第十三條又は第二十二條に規定する組織変更をする場合にあつてはその組織変更の効力が生ずる時まででは、なおその効力を有するものとする。
 （農業経済課）

告 示

福島県告示第五百九十九号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）附則第五条第一項の規定により、大規模小売店舗について次のとおり変更の届出があつた。なお、当該届出及び法第六条第三項において準用する同法第五条第二項に規定する添付書類を平成二十八年九月三十日から平成二十九年一月三十日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県相双地方振興局企画商工部地域づくり・商工労働課及び南相馬市経済部商工労働課に備え置いて縦覧に供する。
 平成二十八年九月三十日

福島県知事 内堀 雅 雄

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
 フレスコキクチ鹿島店 福島県南相馬市鹿島区寺内字本屋敷七番一ほか
- 二 変更しようとする事項
 1 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
 （変更前）千二百三十三平方メートル
 （変更後）二千四百二十八平方メートル

福島県告示第六百号

- 2 駐車場の収容台数
 （変更前）六十四台
 （変更後）百七台
- 3 駐車場の位置及び収容台数
 （変更前）（一）位置 別紙図面のとおりに
 （二）収容台数 八台
 （変更後）（一）位置 別紙図面のとおりに
 （二）収容台数 四十八台
- 4 荷さばき施設の位置及び面積
 （変更前）（一）位置 別紙図面のとおりに
 （二）面積 四十七平方メートル
 （変更後）（一）位置 別紙図面のとおりに
 （二）面積 百三十八平方メートル
- 5 廃棄物等の保管施設の位置及び容量
 （変更前）（一）位置 別紙図面のとおりに
 （二）容量 十二立法メートル
 （変更後）（一）位置 別紙図面のとおりに
 （二）容量 三十二立法メートル
- 6 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
 （変更前）午前九時三十分から午後八時まで
 （変更後）午前九時から午後九時四十五分まで
- 7 来客が駐車場を利用することができる時間帯
 （変更前）午前九時から午後八時三十分まで
 （変更後）午前八時三十分から午後十時まで
- 8 駐車場の出入口の数及び位置
 （変更前）（一）数 二箇所
 （二）位置 別紙図面のとおりに
 （三）数 三箇所
 （変更後）（一）位置 別紙図面のとおりに
 （二）位置 別紙図面のとおりに
- 三 変更しようとする年月日
 平成二十九年五月十六日
- 四 届出年月日
 平成二十八年九月十五日
- 五 届出をした者
 株式会社キクチ
 （「別紙図面」は、省略し、その図面を縦覧場所に備え置いて縦覧に供する。）
 （商業まちづくり課）

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定により、大規模小売店舗について次のとおり変更の届出があった。なお、当該届出を平成二十八年九月三十日から平成二十九年一月三十日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県北地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及び二本松市産業部商工課に備え置いて縦覧に供する。

平成二十八年九月三十日

福島県知事 内堀 雅 雄

一 大規模小売店舗の名称及び所在地
ベイシア安達店 福島県二本松市油井字福岡百四十七番地一ほか

二 変更した事項

1 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

（変更前）株式会社ベイシア

代表取締役 赤石 好弘

群馬県前橋市亀里町九百番地

（変更後）株式会社ベイシア

代表取締役 橋本 浩英

群馬県前橋市亀里町九百番地

2 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

（変更前）株式会社ベイシア

代表取締役 赤石 好弘

群馬県前橋市亀里町九百番地

（変更後）株式会社ベイシア

代表取締役 橋本 浩英

群馬県前橋市亀里町九百番地

三 変更した年月日
平成二十八年六月二十三日

四 届出年月日
平成二十八年九月六日

五 届出をした者

株式会社ベイシア

（商業まちづくり課）

福島県告示第六百一十号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第八条第一項の規定により聴取した意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を平成二十八年九月三十日から同年十月三十日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県北地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及び福島市総務部情報管

理課市民情報室に備え置いて縦覧に供する。

平成二十八年九月三十日

福島県知事 内堀 雅 雄

一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地
曾根田ショッピングセンター 福島県福島市曾根田町十二番地一

二 法第八条第一項の規定により福島市から聴取した意見の概要

意見なし。

（商業まちづくり課）

福島県告示第六百二号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第八条第一項の規定により聴取した意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を平成二十八年九月三十日から同年十月三十日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県会津地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及び会津若松市観光商工部商工課に備え置いて縦覧に供する。

平成二十八年九月三十日

福島県知事 内堀 雅 雄

一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地
リオン・ドル滝沢店 福島県会津若松市一箕町大字八幡字牛ヶ墓七番地一ほか

二 法第八条第一項の規定により会津若松市から聴取した意見の概要

意見なし。

（商業まちづくり課）

福島県告示第六百三号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第八条第一項の規定により聴取した意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を平成二十八年九月三十日から同年十月三十日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県会津地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及び会津若松市観光商工部商工課に備え置いて縦覧に供する。

平成二十八年九月三十日

福島県知事 内堀 雅 雄

一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地
リオン・ドル神明通り店 福島県会津若松市中町三百五十番ほか

二 法第八条第一項の規定により会津若松市から聴取した意見の概要

意見なし。

（商業まちづくり課）

福島県告示第六百四号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第八条第一

項の規定により聴取した意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を平成二十八年九月三十日から同年十月三十日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県会津地方振興局企画商工部地域づくり・商工労働課及び会津若松市観光商工部商工課に備え置いて縦覧に供する。

平成二十八年九月三十日

福島県知事 内堀雅雄

一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地

リオン・ドール会津アピオ店 福島県会津若松市インター西百十六番地ほか

二 法第八条第一項の規定により会津若松市から聴取した意見の概要

意見なし。

(商業まちづくり課)

福島県告示第六百五号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第八条第一項の規定により聴取した意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を平成二十八年九月三十日から同年十月三十日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県会津地方振興局企画商工部地域づくり・商工労働課及び会津若松市観光商工部商工課に備え置いて縦覧に供する。

平成二十八年九月三十日

福島県知事 内堀雅雄

一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地

リオン・ドール河東ショッピングセンター 福島県会津若松市河東町南高野字向原

一 番地一ほか

二 法第八条第一項の規定により会津若松市から聴取した意見の概要

意見なし。

(商業まちづくり課)

福島県告示第六百六号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第八条第一項の規定により聴取した意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を平成二十八年九月三十日から同年十月三十日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県会津地方振興局企画商工部地域づくり・商工労働課及び会津若松市観光商工部商工課に備え置いて縦覧に供する。

平成二十八年九月三十日

福島県知事 内堀雅雄

一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地

リオン・ドール門田店 福島県会津若松市東年貢一丁目四十四ほか

二 法第八条第一項の規定により会津若松市から聴取した意見の概要

意見なし。

(商業まちづくり課)

福島県告示第六百七号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第八条第一項の規定により聴取した意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を平成二十八年九月三十日から同年十月三十日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県会津地方振興局企画商工部地域づくり・商工労働課及び郡山市産業観光部産業政策課に備え置いて縦覧に供する。

平成二十八年九月三十日

福島県知事 内堀雅雄

一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地

郡山駅東ショッピングセンター 福島県郡山市向河原町百六十三番一ほか

二 法第八条第一項の規定により郡山市から聴取した意見の概要

意見なし。

(商業まちづくり課)

福島県告示第六百八号

農地中間管理事業の推進に関する法律(平成二十五年法律第百一号)第十八条第一項の規定により、農用地利用配分計画を次のとおり認可した。

平成二十八年九月三十日

福島県知事 内堀雅雄

一 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		住所又は所在地		賃借権の設定等を受ける土地	
氏名又は名称	国籍	氏名又は名称	国籍	賃借権の設定等を受ける土地	
喜行	喜行	伊達市梁川町細谷字浅間下八四	伊達市梁川町細谷字宮田四六		
忠浩	忠浩	伊達市保原町柱田字東沢山二八	伊達市保原町柱田字砂子下一五〇		
俊幸	俊幸	田村市船引町堀越字田島池七六	田村市船引町堀越字井堀前四六一ほか一筆		
貴市	貴市	田村市船引町堀越字字頭四八	田村市船引町堀越字大作四九八一―一a		

酒匂 浩之	田村市船引町堀越字上中平七八一五	田村市船引町堀越字平前三四四
佐藤 正典	田村市船引町堀越字井堀前一九二	田村市船引町堀越字平前三九四一b か二十四筆
橋本 美好	田村市船引町堀越字高森七二	田村市船引町堀越字牡丹三四四一e か三筆
吉田 正一	田村市船引町堀越字太夫内一三七	田村市船引町堀越字井堀前四六〇一c ほか二筆
國分 鉄治	田村市船引町堀越字永橋一五八	田村市船引町堀越字平前四〇三一b か一筆
佐藤 円治	田村市船引町堀越字堰下八二	田村市船引町堀越字井堀前四七三一b ほか三筆
穂積 正一	白河市旗宿飛九六一三	白河市旗宿飛一七六一二ほか八筆
佐藤 隆光	白河市久田野六三	白河市久田野北裏一七一一ほか四筆
深谷 庄一	白河市白坂下黒川一六三	白河市白坂下黒川八二一ほか四筆
有会社 白河ふるさと農園	白河市本沼北裏四一四	白河市本沼荒田四三
二瓶 藤雄	耶麻郡猪苗代町大字若宮字家東乙六二四	耶麻郡猪苗代町大字若宮字木地小屋五七ほか七筆
齋藤 敦	耶麻郡猪苗代町大字中小松字小平潟四	耶麻郡猪苗代町大字中小松字八百向四二一ほか十一筆
佐藤 典男	耶麻郡猪苗代町大字中小松字小平潟五五	耶麻郡猪苗代町大字中小松字赤沼原八〇

佐藤 善典	耶麻郡猪苗代町大字中小松字小平潟五二	耶麻郡猪苗代町大字中小松字大社倉二七一一ほか一筆
株式会社 渡部ふぁーむ	喜多方市関柴町下柴字上小松一七四〇	喜多方市関柴町下柴字小松一一六一一ほか六筆
渡部 徳一郎	南会津郡南会津町藤生字宮ノ下七三六	南会津郡南会津町長野字反間一九三ほか五十筆
株式会社 アグリサービス そうま	南相馬市鹿島区鹿島字御前ノ内一五二	南相馬市一時利用地金沢北泉一一五ほか三筆
紺野 敏宏	南相馬市小高区仲町二丁目二七一二	南相馬市小高区蛭沢字藤沼一九六一一ほか一筆
林 成徳	相馬郡新地町大字真弓字水神六五	相馬郡新地町大字真弓字水神一一一ほか五筆

二 認可年月日

平成二十八年九月三十日

(農業担い手課)

福島県告示第六百九号

漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)第二百二十九条第三項の規定により、久慈川第一漁業協同組合内共第十二号第五種共同漁業権遊漁規則の変更について平成二十八年九月十四日次のとおり認可した。

平成二十八年九月三十日

福島県知事 内堀 雅雄

- 一 漁業権者の名称及び住所
久慈川第一漁業協同組合 東白川郡矢祭町大字東館字館本五十二番地
- 二 漁業権の免許番号 内共第十二号(久慈川)
- 三 変更の内容
第七条第一項の表全魚種の部竿釣、投網の項中「一〇、〇〇〇円」を「七、八〇〇円」に改めた。
- 四 変更後の遊漁規則の施行日 平成二十九年一月一日

(水産課)

福島県告示第六百十号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、広野町土地改良区から平成二十八年八月二十九日付けで申請のあった定款の変更について、同年九月二十日認可した。

平成二十八年九月三十日

福島県知事 内堀雅雄

（農村計画課）

福島県告示第六百一十号

国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第二条第一項第三号に規定する土地分類調査を次のとおり実施する。

平成二十八年九月三十日

福島県知事 内堀雅雄

一 国土調査として指定された年月日

平成二十八年九月七日

二 調査を実施する者の名称

福島県

三 調査地域

測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第二十七条第二項の規定により国土交通大臣の刊行した五万分の一地形図のうち檜枝岐（福島県の区域に限る。）の図幅内の地域

四 調査期間

平成二十八年九月三十日から平成二十九年三月三十一日まで

（農村計画課）

福島県告示第六百一十二号

海岸保全区域として指定する件（昭和三十三年福島県告示第二百三十六号）の一部を次のように改正する。

平成二十八年九月三十日

福島県知事 内堀雅雄

表16浪江海岸浪江中浜地区海岸の項区域の欄を次のように改める。

一 基点及び補助点の位置（公共座標第Ⅸ座標系）
基点1 X一六三八八二・七八〇 Y一〇六三九九・三五九の点
基点2 X一六三八四五・五七一 Y一〇六三九七・六〇三の点
基点3 X一六三八四五・七五九 Y一〇六三九三・六〇八の点
基点4 X一六三七八六・〇六二 Y一〇六三九〇・七九二の点
基点5 X一六三七七三・八八七 Y一〇六三九四・二二二の点
基点6 X一六三五二九・〇二六 Y一〇六三八二・六七〇の点
基点7 X一六三五二三・一三五 Y一〇六三八二・四〇一の点

基点8 X一六三五〇三・〇〇〇 Y一〇六三八一・六一一の点

基点9 X一六三四八二・八五七 Y一〇六三八一・〇二二の点

基点10 X一六三四七一・六九三 Y一〇六三八〇・七八三の点

基点11 X一六三四五九・七一〇 Y一〇六三七六・五九四の点

基点12 X一六三四四二・五七七 Y一〇六三七六・四四九の点

基点13 X一六三四二二・三八六 Y一〇六三七六・四六五の点

基点14 X一六三四一〇・九二六 Y一〇六三七六・五六四の点

基点15 X一六三三九七・二七九 Y一〇六三七六・七二〇の点

基点16 X一六三三九七・三三五 Y一〇六三八〇・七二〇の点

基点17 X一六三三九三・八二五 Y一〇六三八〇・七六〇の点

補助点1 X一六三三九四・一七一 Y一〇六四一〇・九一八の点

補助点2 X一六三三九〇・一七二 Y一〇六四四一・八八二の点

補助点3 X一六三三九〇・二六三 Y一〇六四九五・五七一の点

補助点4 X一六三八七八・七二二 Y一〇六五二四・五八八の点

補助点5 X一六三八八一・〇二七 Y一〇六四三六・五一七の点

二 区域

浪江中浜地区海岸基点1、基点2、基点3、基点4、基点5、基点6、基点7、基点8、基点9、基点10、基点11、基点12、基点13、基点14、基点15、基点16、基点17、補助点1、補助点2、補助点3、補助点4及び補助点5を順次直線で結んだ線並びに補助点5と基点1を直線で結んだ線により囲まれた区域

（河川計画課）

福島県告示第六百一十三号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第一項及び第九条第一項の規定により、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

平成二十八年九月三十日

福島県知事 内堀雅雄

一 土砂災害警戒区域

区域名	区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の範囲
水沢	会津若松市東山町大字湯本字村	土石流	次の図のとおり
境山沢	同	土石流	

大島原沢	塩喰沢2号	荻野沢	宮古沢	南ノ沢	大沢	不動沢	折橋沢	前沢	小谷平沢	小谷坂下沢	余松沢川	上雨屋沢	沢	山ノ上沢	鎌倉沢	上野沢	
同 山甲 郡猪苗代町大字若宮字吾妻	同 耶麻郡西会津町野沢字西ノ原乙	同 市高郷町上郷字堀切	同 市山都町蓬萊字梨木坪	同 喜多方市塩川町常世字東南沢	同 郡同 町大字間方字入間方	同 郡同 町大字間方字入間方	同 郡同 町大字間方字石畑	同 大沼郡三島町大字間方字下居平	同 市大戸町小谷平沢	同 市大戸町小谷坂下	同 市大戸町上雨屋	同 市大戸町上雨屋	同 市門田町大字面川字沢	同 ノ上 市門田町大字面川字山	同 水上 市門田町大字面川字清	同 野 市門田町大字面川字上	山
土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	

小谷平沢	小谷坂下沢	余松沢川	上雨屋沢	沢	山ノ上沢	鎌倉沢	上野沢	境山沢	水沢	区域名	区域	区域	区域	区域	区域	区域	区域
同	同	同	同	同	同 ノ上	同 水上	同 野	同 山	同 東	会津若松市東山町大字湯本字村	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の範囲及び自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃	同	同	同	同	同
同 市大戸町小谷平沢	同 市大戸町小谷坂下	同 市大戸町上雨屋	同 市大戸町上雨屋	同 市門田町大字面川字沢	同 市門田町大字面川字山	同 市門田町大字面川字清	同 市門田町大字面川字上	同 市東山町大字湯本字蛇	同 東	同	同	同	同	同	同	同	同
土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流

二 土砂災害特別警戒区域

前沢	大沼郡三島町大字間方字下居平	土石流
折橋沢	同 郡同 町大字間方字石畑	土石流
不動沢	同 郡同 町大字間方字入間方	土石流
大沢	同 郡同 町大字間方字入間方	土石流
南ノ沢	喜多方市塩川町常世字東南沢	土石流
塩喰沢2号	耶麻郡西会津町野沢字西ノ原乙	土石流
大島原沢	同 郡猪苗代町大字若宮字吾妻 山甲	土石流
市沢2号	同 郡同 町大字若宮字吾妻 山甲	土石流

（「次の図」は、省略し、その図面を福島県土木部河川港湾総室砂防課及び当該土砂災害警戒区域又は当該土砂災害特別警戒区域を所管する福島県建設事務所に備え置いて縦覧に供する。）

（砂防課）

福島県告示第六百十四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画法に係る事業計画の変更について、次のとおり認可した。
平成二十八年九月三十日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 施行者の名称 大和ハウス工業・しんとく建設工業平上荒川宅地開発共同企業体
- 二 都市計画法事業の種類及び名称 いわき都市計画一団地の住宅施設事業 平上荒川一団地の住宅施設
- 三 事業認可の年月日 平成二十七年九月四日
- 四 事業施行期間 平成二十七年九月四日から平成三十年三月三十一日まで
- 五 事業地 収用の部分 変更なし

（まちづくり推進課）

公 告

公告第二百五十一号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定による特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、次のとおり公告する。
平成二十八年九月三十日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 申請のあった年月日 平成二十八年八月十五日
- 二 名称 特定非営利活動法人ふたば創造未来塾
- 三 代表者の氏名 平本 佳司
- 四 主たる事務所の所在地 福島県本宮市荒井字恵向百二十一番地六 恵向仮設住宅D―五―一
- 五 定款に記載された目的 この法人は、双葉地方の復興を目指す人たちで組織する。2011年3月の東日本大震災および東京電力福島第一原子力発電所事故により、ふるさとから離れて暮らす福島県双葉地方の住民に対して、絆づくりなどを通して本来の地域の連帯感、郷土愛を維持、育むとともに、町村への帰還へ向けた意識付け、帰還後のまちづくりについての調査、企画立案、実現へ向けた環境整備などに各町村と連携して取り組み、双葉地方の再興、発展に寄与することを目的とする。

（文化振興課）

福島県教育委員会

福島県教育委員会に係る福島県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例施行規則をここに公布する。
平成二十八年九月三十日

福島県教育委員会

福島県教育委員会規則第十八号

福島県教育委員会に係る福島県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例施行規則

（趣旨）

第一条 この規則は、福島県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例（平成二十六年福島県条例第九十二号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。
（条例別表第一の教育委員会規則で定める事務）

第二条 条例別表第一の二の項の教育委員会規則で定める事務は、特別支援学校への就

学奨励に関する法律（昭和二十九年法律第百四十四号）第二条第一項の規定による特別支援学校への就学のため必要な経費の支弁と一体となつて行われる特別支援学校への就学のため必要な経費の支弁に係る当該経費の算定に必要な資料に係る事実についての審査に関する事務とする。

（条例別表第二の教育委員会規則で定める事務及び特定個人情報）

第三条 条例別表第二の教育委員会等の項の教育委員会規則で定める事務は、前条に規定する事務とし、同項の教育委員会規則で定める情報は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令（平成二十六年 内閣府 令第七号）第二十三条第一号及び第二号に規定する情報とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

（特別支援教育課）

福島県内水面漁場管理委員会

福島県内水面漁場管理委員会告示第七号

福島県内水面漁場管理委員会が取り扱う個人情報の保護に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成二十八年九月三十日

福島県内水面漁場管理委員会

会長 羽 染 忠

福島県内水面漁場管理委員会が取り扱う個人情報の保護に関する規程の一部を改正する規程

福島県内水面漁場管理委員会が取り扱う個人情報の保護に関する規程（平成七年福島県内水面漁場管理委員会告示第六号）の一部を次のように改正する。

第四条各号列記以外の部分中「法定代理人」の下に「（保有特定個人情報にあっては、未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人）」を加え、同条第一号ア中「運転免許証」を「個人番号カード、運転免許証」に改め、同条に次の一号を加える。

三 本人の委任による代理人が本人に代わつて保有特定個人情報に係る請求をする場合は、当該代理人に係る個人番号カード又は行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行規則（平成二十六年 内閣府 令第三号）第一条第一項各号に掲げる書類並びに本人の実印が押印された委任状及び当該実印に係る印鑑登録証明書（請求をする日前三月以内に作成されたものに限る。）その他の当該代理人が委任を受けていることを確認するために委員会が適当と認める書類

（平成二十六年 内閣府 令第三号）第一条第一項各号に掲げる書類並びに本人の実印が押印された委任状及び当該実印に係る印鑑登録証明書（請求をする日前三月以内に作成されたものに限る。）その他の当該代理人が委任を受けていることを確認するために委員会が適当と認める書類

様式第二号中

本人の状況等	1 本人の状況 (1) 未成年者 () 年 (2) 成年被後見人
	2 本人の氏名 (郵便番号 ())
	3 本人の住所 (電話番号 ())
	4 本人の連絡先 (電話番号 ())
※ 本人等確認	1 運転免許証 2 旅券 3 その他 ()

月 日生)	本人の状況等 (保有特定個人情報に係るものについて、委任者の状況等)	1 本人の状況 (1) 未成年者 () 年 (2) 成年被後見人 (2) 委任者 () 年
)	※ 本人等確認	2 本人の氏名 (郵便番号 ())
)		3 本人の住所 (郵便番号 ())
)		4 本人の連絡先 (電話番号 ())
)		1 個人番号カード 2 運転免許証
)		4 その他 ()

に改め、同様式注2中「法定代理人」の次に「又は本人の委任による代理人（保有特定個人情報に係る請求をする場合に限る。）」を加え、同様式注3

中「運転免許証」を「個人番号カード、運転免許証」に改め、同様式注5を同様式注6とし、同様式注4の次に次のように加える。

5 本人の委任による代理人が本人に代わつて保有特定個人情報に係る請求をする場合は、3及び4にかかわらず、当該本人及び当該本人の委任による代理人の身分を証明する書類（個人番号カード又は行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行規則第一条第一項各号に掲げる書類）、保

